



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

- ①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)
- 令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等(※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)
 - 令和3年度**住民税(均等割)が非課税**の方
または
■令和3年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律**5万円**

■支給にあたっては、申請が不要な場合と必要な場合があります。必ず下記の支給手続きをご確認ください。
*お問合せは、下記までお電話ください。

3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

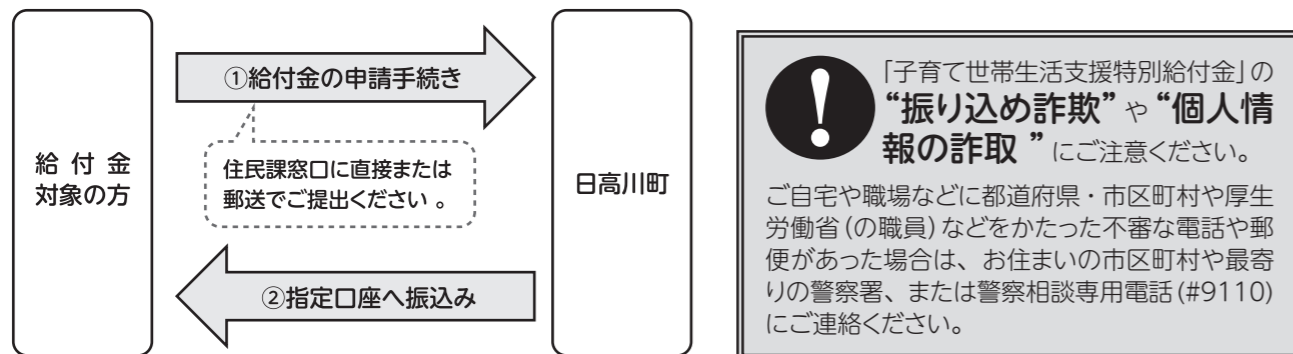
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに住民課窓口^①に直接または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



■お問合せ 住民課 ☎22-1701
厚生労働省 コールセンター 0120-811-166 (受付時間:平日9:00~18:00)

基礎疾患のある方の新型コロナウイルスワクチン接種について

基礎疾患を有する方は、新型コロナウイルス感染の重症化リスクが高いことから、高齢者の次にワクチンを受けることができます。

現在65歳以上の方を対象に集団接種を順次すすめており、高齢者の接種が令和3年7月中に終了できることを受けて、次の段階の対象である基礎疾患のある方について、接種券のお申込みを開始します。

【基礎疾患を有する方の範囲】

- 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態の方で、通院/入院している方
 - ・慢性の呼吸器の病気
 - ・慢性の心臓病(高血圧を含む。)
 - ・慢性の腎臓病
 - ・慢性の肝臓病(肝硬変等)
 - ・インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
 - ・血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
 - ・免疫の機能が低下する病気(治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。)
 - ・ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
 - ・免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
 - ・神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
 - ・染色体異常
 - ・重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
 - ・睡眠時無呼吸症候群
 - ・重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)
- 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方 ※ BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)
※ BMI30の目安:身長170cmで体重87kg、身長160cmで体重77kg

- 【対象】 12歳以上、65歳未満の方で基礎疾患があり、早めの接種を希望する方
- 【申し込み方法】 1. 役場保健福祉課、中津支所、美山支所、寒川出張所にて申請(申請時本人確認できる免許証または健康保険証等ご持参ください)
2. 申請書をホームページからダウンロードし、記入して送付(本人確認できる運転免許証または健康保険証等のコピーを同封してください)
- 送付先:〒649-1324 日高郡日高川町土生160 保健福祉課宛

【接種券等の送付】 申請された方に接種券・予診票を送付

【接種場所】 集団接種会場(防災センター・交流センター) *接種場所、日時は接種券送付時にお知らせします。



■お問合せ 日高川町役場 新型コロナワクチン接種相談センター ☎24-9567
保健福祉課 ☎22-9041 中津支所 ☎23-9503 美山支所 ☎23-9505

重度心身障害児者医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は7月末日となっております。7月上旬に更新申請書を受給者の方にお送りしますので、7月中に更新の手続きを行ってください。

重度心身障害者福祉手当の認定申請について

重度心身障害者福祉手当の認定期間は7月までとなっております。引き続き受給される方は、手続きが必要になります。現在受給中の方には、申請書をお送りしますので、7月中に認定申請を行ってください。

また新たに認定要件に該当すると思われる方は、お問合せください。

認定要件	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方 ・在宅で年収120万円未満の方(18歳以上)
------	--

障害のある65歳~74歳の方へ

~後期高齢者医療への加入を選択できます~

「65歳以上で一定の障害のある方」は、後期高齢者医療制度に加入することができます。加入を希望される方は、申請が必要です。

以下の方は一定の障害があると認められます。

- ◆ 障害年金1級・2級を受けている方
- ◆ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ◆ 身体障害者手帳4級をお持ちの方のうち、音声・言語、下肢機能障害の一部などの障害による手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041